

忠岡町子ども・子育て会議（第13回）会議概要

■日 時：平成30年11月28日（水）午後7時～

■場 所：忠岡町役場 2階 機能訓練室

■委員構成

[委 員]◎勝元委員、内藤委員、小島委員、井手委員、吉田委員、鹿野委員、串岡委員、
道口委員、木下委員、寺田委員、根来委員、東委員、畑中委員、土居委員
立花委員

◎会長

[事務局]教育委員会 富本、二重、岩根、森

■傍聴者数 3名

■配付資料

会議次第

会議名簿

会議条例

資料1 第2期忠岡町子ども・子育て支援事業計画の概要

資料2-1 忠岡町子ども・子育て支援に関するアンケート調査票（案）[乳幼児の保護者用]

資料2-2 忠岡町子ども・子育て支援に関するアンケート調査票（案）[小学生の保護者用]

■会議次第

1. 会長あいさつ

<案件>

1. 第2期忠岡町子ども・子育て支援事業計画の策定について

2. その他

■会議概要

事務局より資料の確認。その後、事務局の進行により、各委員のお名前を読み上げ紹介する。新しい委員へは、後日委嘱状を交付。

その後、委員の出席状況の報告。委員19名中、15名の出席であり、会議が成立している旨を報告。

次第1 会長あいさつ

みなさま、こんばんは。本日はお忙しい中、また遅い時間にも関わりませず、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、今回でこの会議も13回目を迎えました。

前回の会議の際に、今年度は2020年度からの「第2期忠岡町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、住民のニーズ調査等を実施していくとのことでした。この後、事務局より説明があるかと思いますが、もう一歩進んだより良い子育てが可能なまちづくり

のため、委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただきたく思っております。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、当会議条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっております。

これからの会議につきましては、勝元会長にお願いしたいと思います。それでは会長、議事進行の方よろしくをお願いいたします。

案件1. 第2期忠岡町子ども・子育て支援事業計画の策定について・・・

資料1、資料2-1、資料2-2に基づき、事務局説明（略）

会長：説明は以上でございます。何か質問等はありませんか。

ないようですので、続きまして、「案件2. その他について」、事務局より説明願います。

案件2. その他について・・・ 事務局説明

事務局：それでは、私の方から「その他」といたしまして、説明いたします。前回の会議の「その他案件」において報告いたしました、チューリップ保育園のこども園への移行、並びにピープル忠岡チャイルドスクールの開園につきまして、本会議において了承をいただきたい旨のご説明をさせていただいたところであります。この件に関しまして、本日、最終的に決定をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆さまにおいて何かご意見などはございますでしょうか。

会長：何かご意見はございますか。

委員：前回の会議で出ていたかもしれませんが、1つ確認をさせていただきたい。

第1期計画の期間が平成27年度から5年間で1つの区切りだと思うのですが、私の知っている限りでは、第1期が終わるまではいかなる理由があっても、認定こども園になりたいと希望した場合、拒むことができないと国が示していると思うので、今回は第1期期間であるので認可はされるべきものなのかなど、私個人的には思います。これは制度的な部分の話ではありますが、実際問題、定員も設定されると、認定こども園になれば1号・2号・3号認定、幼稚園だと1号認定になりますが、現状施設がある中で、さらに定員設定をするということになると、供給過剰的な形になるのではないかと思うのですが、それに関して教育委員会としては、どのようなお考えなのか、お聞かせ願いたい。

事務局：前回の会議においても説明をさせていただきましたが、こども園ということで、1号認定、いわゆる幼稚園児の定員についても決めていかなければなりません。現在の町内における1号の定員については余剰がでているところであります。これ以上の増については、本来必要のないところあります。しかしながら、園の方からは、実際に保護者の方からの相談で母親が仕事を辞めたいと考えているが、その場合は現在の保育園であれば退園してもらおうこととなりますが、こども園になれば、そういった方を救うことができる、子どもの環境を守ることができる、といった旨の申し出がありましたので、町としては2号認定の保護者が何らかの理由で仕事を辞めた場合においても子どもの環境が変わらなくてすむような、いわゆるセーフティネットとしてのこども園への移行ということであれば、許可をするという方向で検討しております。

委員：ありがとうございます。

セーフティネットということは大切なことだと思います。

需要と供給を超える大切な役割という部分だということが分かりましたので、そういう意味であれば納得いたしました。他にご意見等がありますでしょうか。

委員：私も今話を聞いて、保護者の方のお仕事の都合で子どもの保育の環境が変わるといえるのはかわいそうで、よくない事だと思います。教育委員会から説明があったように、セーフティネットということでこども園へ移行するのはいいことだと思います。ただ、ピープルさんがこども園を開園する際に子ども・子育て会議としての意見を出したように、前回の時のような意見書のようなものを出して、それが条件である、というような感じでいくのがいいと思うのですが、会長、いかがでしょうか。

会長：他にご意見はございますか。

それでは、この会議としての意見をまとめた方がよいということでしょうか。

事務局：はい。

会長：確かに、私もそのように考えておりました。何もかも認めるのではなく、子ども・子育て会議としては、セーフティネットとしての移行であれば認める、というような意見書を付すというのはいかがでしょうか。

【反対の声無し】

会長：それでは、そのようにさせていただきますので、事務局、よろしく申し上げます。

事務局：分かりました。

それでは、意見書を作成したうえで、それを付して大阪府に協議をしたいと思いません。次回の会議までに間に合えば、その時に意見書をお示しさせていただきますが、

会議より前に大阪府との協議がある場合は、会長にご了解をいただいたうえで大阪府と協議することとしたいと思います。そのような流れでご理解いただけますでしょうか。

【反対の声なし】

事務局：ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

会 長：他に質問等はありませんか。

ないようですので、次回の会議につきましては、日程が決まり次第、私の方からご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議に提出いたしました案件は、すべて終了いたしました。ご協議ありがとうございました。

あとは、事務局よろしく願いいたします。

事務局：勝元会長、どうもありがとうございました。

最後に、先ほどご説明させていただきました調査票についてですが、今一度お目通しをいただき、ご意見等がございましたら、恐れ入りますが12月7日（金）までに事務局までご連絡をいただきますよう、お願いいたします。

これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は長時間どうもありがとうございました。

終了時刻：午後7時35分